

令和5年 No.42

○東京学芸大学学系長選考等規程等の一部を改正する規程の制定

改正理由

教授会組織の見直し及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年9月13日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学系長選考等規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年9月14日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規程第30号

東京学芸大学学系長選考等規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学学系長選考等規程（昭和42年規程第2号）
- (2) 東京学芸大学選挙規程（昭和42年規程第3号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会評議員選出規程（平成16年規程第47号）

東京学芸大学学系長選考等規程の一部改正について

改正理由：教授会組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(選考の方法)</p> <p>第3条 学系長の選考は、学系ごとに選出した学系長候補者のうちから学長が行う。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年9月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(選考の方法)</p> <p>第3条 学系長の選考は、学系 <u>(センターは、総合教育科学系に含む。ただし、理科教員高度支援センターについては、自然科学系に含む。以下同じ。)</u> ごとに選出した学系長候補者のうちから学長が行う。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学選挙規程の一部改正について

改正理由：教授会組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）の総合教育科学系長、人文社会科学系長、自然科学系長及び芸術・スポーツ科学系長の各候補者選挙並びに各学系教授会、教職大学院教授会及び機構教授会構成員から選出する教育研究評議会評議員（以下「評議員」という。）選挙について定め、その能率的な運営を確保することを目的とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>第2章 選挙管理委員会 (設置・構成) 第5条 各学系長候補者選挙及び各学系、教職大学院並びに機構（以下「各学系等」という。）選出の評議員選挙を管理する機関として、各学系等に選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）を置く。 2 選挙管理委員会委員は、各教授会において、当該教授会構成員のうちから3名を選出し、各学系長、教職大学院院長又は機構教授会議長が委嘱する。 3～5 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>附 則 この規程は、令和5年9月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）の総合教育科学系長、人文社会科学系長、自然科学系長及び芸術・スポーツ科学系長の各候補者選挙並びに総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系選出の教育研究評議会評議員（以下「評議員」という。）選挙について定め、その能率的な運営を確保することを目的とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>第2章 選挙管理委員会 (設置・構成) 第5条 各学系長候補者選挙及び各学系選出の評議員選挙を管理する機関として、各学系に各学系選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）を置く。 2 選挙管理委員会委員は、各学系の教授会において、当該学系の教授会構成員のうちから3名を選出し、各学系長が委嘱する。 3～5 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会評議員選出規程の一部改正について

改正理由：教授会組織の見直し及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(選出の方法)</p> <p>第3条 評議員の選出は、<u>当該教授会</u>に所属する教授のうちから、<u>当該教授会構成員</u>による選挙により行う。</p> <p>(辞退)</p> <p>第4条 当選者がやむを得ない理由により評議員となることを辞退しようとするときは、その当選者の公示があった日から3日以内に、<u>当該教授会</u>の選挙管理委員会委員長にその旨を申し出るものとする。</p> <p>2 前項の申し出があったときは、当該選挙管理委員会委員長は、<u>速やかに当該学系長、教職大学院長又は機構教授会議長</u>にその諾否を諮るものとする。</p> <p>3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年9月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(選出の方法)</p> <p>第3条 評議員の選出は、<u>当該学系教授会</u>に所属する教授のうちから、<u>当該学系の教授会構成員</u>による選挙により行う。</p> <p>(辞退)</p> <p>第4条 当選者がやむを得ない理由により評議員となることを辞退しようとするときは、その当選者の公示があった日から3日以内に、<u>当該学系</u>の選挙管理委員会委員長にその旨を申し出るものとする。</p> <p>2 前項の申し出があったときは、当該選挙管理委員会委員長は、<u>すみやかに当該学系の学系長</u>にその諾否を諮るものとする。</p> <p>3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>